

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 25 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 7. 20.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

## 在外選挙関連新聞・印刷物など 利用広告・宣伝行為

### 禁止される行為

- 新聞・放送・雑誌その他の刊行物に記念日などを口実に国会議員、立候補予定者の写真・政見・経歴などを広告する行為(公職選挙法 § 93, § 254 違反)
- 韓人会主催各種行事の進行過程に意図的に選挙と関連して立候補予定者を宣伝したり、招待状・案内状・パンフレット等を利用し立候補予定者を宣伝する行為(公職選挙法 § 93, § 254 違反)
- 特定政党や立候補予定者を広報する張り紙や印刷物を在外国民が多く利用する海外僑民会事務室、教会、学校などに掲示する行為(公職選挙法 § 93, § 254 違反)
- 普段親交のない韓人会会員や所属党員の全てに年賀状を発送したり、年賀状に本人写真・家族写真・活動状況・経歴などを掲載する行為(公職選挙法 § 93, § 254 違反)

### 許される行為

- 政党の代表者、立候補予定者などが普段知り合いや親交のある在外国民に電話、e-mail、年賀状などを通して儀礼的な挨拶をする行為